

松戸市浄配水場運転管理業務委託

標準仕様書

令和 7 年度

松戸市水道部

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この松戸市浄配水場運転管理業務委託標準仕様書（以下「本標準仕様書」という。）は、委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）が松戸市浄配水場運転管理業務委託（以下「本業務」という。）を実施する上で満たすべき業務の標準的業務を定めるものである。

(適用)

第2条 乙は、本業務の履行期間中、本標準仕様書を遵守しなければならない。

2 乙は、本標準仕様書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務を実施する中で自由に提案を行うことができるものとする。

3 乙が提出する提案については、甲と乙が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。なお、本標準仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行上当然に必要なものについては乙の責任においてこれを履行しなければならない。

(業務の履行)

第3条 乙は、本標準仕様書のほか、契約書、松戸市浄配水場運転管理業務委託特記仕様書、その他関係書類及び関係法令等を遵守し、本業務において委託対象とする浄水場、配水場、取水井戸等施設（以下「浄水場等」という。）の機能が十分発揮でき、安全・安定的な水道水の供給ができるよう、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第4条 予期することのできない特別な事情により、本業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適当になったときは、甲又は乙は、年度途中においても委託料の額と内容の変更の協議を請求することができる。

(関係書類及び器具等の貸与)

第5条 甲は、乙に業務遂行上必要とする関係書類、工具、試験機器等を貸与する。

2 乙は、前項に掲げる以外のもので、業務遂行上必要と認められる場合は、甲の許可を得て使用することができる。

3 乙は、甲からの貸与品について名称・数量等の事項を記載した台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には、乙がそれを弁償しなければならない。

4 乙は、前項の規定に基づき作成した台帳等を甲に提出しなければならない。

(資料の保管)

第6条 乙は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、甲の許可なくそれらを外部に持ち出し、又は提供してはならない。

(盗難、火災等の防止)

第7条 乙は、浄水場等の火災防止、盗難防止に努めなければならない。

(安全管理)

第8条 乙は、業務遂行上危険が見込まれる場合や保安設備の改善が必要な場合は、甲に速やかに報告するとともに必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 乙は、従事者が危険な作業を行う場合は、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

(危機管理対応)

第9条 乙は、震災、停電、施設の故障、感染症、水質異常等の緊急事態が発生した場合及び警備に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかななければならない。

2 乙は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行ったのち速やかに緊急時の連絡体制に基づき甲に連絡しなければならない。

3 乙は、震災、停電、施設の故障、感染症、水質異常等緊急事態の初期対応の考え方について、甲の危機管理対策マニュアル等を基に、甲に提案すること。

4 乙の提案に基づき、甲乙協議の上、詳細な危機管理対応を定めるものとする。

(環境への取り組み)

第10条 乙は、本業務の履行にあたり、常に省エネルギー及び省資源の視点から、環境に配慮しなければならない。

(関係法令等遵守)

第11条 乙は、本業務の実施にあたって、次に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法

- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (13) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (14) 個人情報の保護に関する法律
- (15) 千葉県環境保全条例
- (16) 松戸市公害防止条例
- (17) その他、この契約の履行に関する法令
- (18) 監督官庁からの指示命令等
- (19) 松戸市水道施設監視カメラの設置及び管理運用基準

(報告書等の提出及び協議)

第12条 乙は、乙が作成して甲の承認を得た様式に従い、運転日報、月間業務完了報告書、年間業務完了報告書、点検及び整備報告書等を、遅滞なく甲に提出しなければならない。また、運転日報、月間業務完了報告書、年間業務完了報告書、点検及び整備報告書等の報告事項の中に技術的問題がある場合は、その都度甲に報告し、協議しなければならない。

(業務要件の未達)

第13条 乙は、本標準仕様書の求める要件が満足できなくなる懸念が生じた場合は、甲に速やかに報告することとする。

2 乙は、前項の原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な措置を講じて、状況を改善するものとする。

3 業務要件の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、甲と乙は協力してその改善に努めなければならない。

4 本標準仕様書の未達に対する処分等は、十分な調査をもとに甲と乙が協議して決めることとする。

(業務の中断)

第14条 乙は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、その旨を甲に報告するとともに、業務継続のための対応について、甲と協議し水道水の供給に

支障を生じることのないよう、誠意をもって、これに対応しなければならない。

第2章 標準的業務

(業務の実施)

第15条 乙は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに甲が定めた監督職員と打ち合わせを行い、契約書、特記仕様書、本標準仕様書に基づき、業務履行計画書を作成して甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、業務履行計画書に基づいた、年間業務計画書及び月間業務計画書を作成して甲の承認を得なければならない。

3 年間業務計画書及び月間業務計画書に記載が必要な事項は、甲乙協議によるものとする。

4 甲は、承認した業務の実施体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合、乙は誠意をもってこれに対応しなければならない。

5 甲は、緊急を要すると判断した業務については、乙に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、乙は甲の指示に従い対応するものとする。

6 乙は、運転管理、図書類及び機器等に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。

7 乙は、安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。

8 乙は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、本業務の従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、甲に報告しなければならない。

(業務の大要)

第16条 業務の主な内容は、次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

浄水場等の施設、設備等を管理、運転監視操作をするために施設に常駐し、主に監視室において行う以下の日常業務

ア 運転監視操作業務

(ア) 浄水場等の設備機器の運転制御

(イ) 浄水場等の監視及び記録

(ウ) 浄水場等の故障・緊急時の対応

(エ) 甲が行う浄水場等の精密点検委託業務等に係る運転調整及び作業対応

- (オ) 浄水場等の運転制御に係るシミュレーション立案
- (カ) マニュアルの作成と見直し
- (キ) 報告書等の作成管理
- (ク) 業務継承と引継ぎ
- イ 水質監視業務
 - (ア) 浄水場等の運転管理上で必要とする塩素要求量等日常的な水質検査及び管理並びに採水
 - (イ) 指定された末端給水栓について「一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」（毎日検査）
 - (ウ) 臨機の措置及び緊急対応（採水及び色度及び濁度並びに残留塩素濃度検査等）
 - (エ) 塩素要求量等日常的な水質検査に用いる試薬及び水質監視装置の校正・洗浄に用いる試薬の調製
 - (オ) 検査結果の記録及び報告書の作成
 - (カ) 水質事故報告対応
- ウ その他関連業務
 - (ア) 浄水場等の清掃及び整理・整頓・点検
 - (イ) 浄水場等の電話対応
 - (ウ) 配水管漏水の通報及び災害緊急通報における職員への連絡
 - (エ) 浄水場等の監視カメラモニターの監視
 - (オ) 侵入警報装置の設定及び発報時の確認
 - (カ) 施設の施錠及び開錠
 - (キ) 給水車、トラックの始動点検（週 1 回程度）
 - (ク) 災害用原動機等の始動点検（月 1 回程度）
- (2) 保全管理業務

浄水場等の設備が正常な状態で運転できるようにその機能を維持することを目的とする以下の業務

 - ア 保守点検業務
 - (ア) 浄水場等の巡視日常点検
 - (イ) 浄水場等の定期点検、予備簡易定期点検並びにその記録
 - (ウ) 建築設備及び建築付帯設備点検
 - (エ) 土木構造物点検
 - (オ) 浄水場等の簡易な修理
 - (カ) その他業務上必要な諸作業
 - イ 精密点検・試験等
 - (ア) 空調設備点検
 - (イ) 浄水場ろ過機における逆洗水の水質検査

- (ウ) 地下タンク貯蔵所及び屋内貯蔵所管理点検
- (3) その他技術業務
 - 運転管理業務や保全管理業務を履行するにあたり必要とされる以下に掲げる技術的業務
 - ア 水質検査計画に基づき甲が手配した水質検査のための採水
 - イ 薬品等の受入業務
 - ウ 乙が専門業者に発注する業務対応等
 - エ 緊急時の対応業務
 - オ その他必要な業務
- (4) 修繕補修
 - 保守点検業務等で確認された現場での対応が可能な修繕について定めた金額で行う業務
- (5) 薬品等調達
 - 乙自ら発注、調達し支払いを行う水道用次亜塩素酸ナトリウム等薬品、物品等の調達
- (6) 関連業務
 - 浄水場等の運転管理及び保全管理に係る以下に掲げる付带的業務
 - ア 浄水場等の外溝・植栽等の清掃及び整理並びに除草作業
 - イ 各浄配水場、水道部庁舎（松戸市二ツ木2003番地の1）及び常盤平営業所（常盤平浄水場内）の消防設備保守点検
 - エ 浄配水場の機械警備業務
 - オ その他必要な業務
- (7) 事務業務
 - 業務を行う上で必要とされる、次に掲げる庶務一般の業務
 - ア 業務に係る報告書等の作成
 - イ 水道用次亜塩素酸ナトリウム等薬品、備品、消耗品類の調達及び在庫管理
 - ウ その他庶務一般業務

（業務体制）

第17条 乙は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。なお、支障のない範囲で業務の兼務はできるものとする。

- (1) 小金浄水場内中央監視室による運転管理業務
 - 運転管理業務には、通年（24時間365日）最低2名を配置し、施設の運転操作監視及び水質監視を行うこと。ただし、他の方法を採用することでこれらの業務が十分に行えると認められ、かつ、甲が承認した場合に限り、当該他の方法による監視体制を取れるものとする。

(2) 保守点検業務

業務は原則として平日の昼間とするが、計画により行うものとする。

(3) 精密点検・試験等

業務は原則として平日の昼間とするが、計画により行うものとする。

(4) 緊急対応

浄水場等の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備し、対応することとする。

(5) 業務履行の管理をつかさどる業務責任者は、原則として平日昼間に常勤することとする。また、業務責任者が不在の場合は支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

2 従事者が交代する際は、十分に引継ぎを行い、次に配置される従事者が継続して状況を把握しなければならない。

(業務の基本的要件)

第18条 乙が本業務を履行する上で、乙が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 業務の基本的要件

乙は、自らのノウハウを最大限活用し、浄水場等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需要者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

(2) 法令の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

(3) 施設の使用

本業務の実施に要する事務室、休憩室等の施設は、その機能を良好に保ち、且つ、履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

(4) 備品の使用

本業務の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障がないよう管理すること。

(運転管理業務の要件)

第19条 中央操作室に設置された監視操作設備で浄水場等のプロセス情報を監視し、浄水場等施設の運転状況を的確に把握するとともに、水質、水量、水圧、水位等の調整を的確に行い取水、受水、浄水、配水の制御を24時間実施するもの

とする。なお、施設系統図については図 1～図 2、平面図については図 3 のとおりとし、業務内容を履行するうえで、乙が満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 浄水場等の設備機器の運転制御

ア 施設の運転・制御を適正かつ効率的に行うことにより、施設の消耗及び動力費等の抑制に努めるものとする。

イ 取水ポンプの運用に関しては、保全的運用を考慮した運転に努めるものとする。

(2) 水量管理

配水状況を適切に把握し、必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等の調整、ろ過水流量の調整及び配水池水位の監視を行う。又、施設能力や市内末端圧力に応じた配水量等の調整を行う。なお、水量に係る管理目標値は標準別紙 1 のとおりとし、令和 7 年度の取水受水計画を標準別紙 2 のとおり示す。

(3) 水圧管理

給水地点で水圧不足が生じないように、配水圧力を適切に管理すること。圧力に係る管理目標値は標準別紙 1 のとおりとする。

(4) 水質管理

原水の水質に応じて浄水処理を行い、給水区域末端部において水道法第 2 2 条及び水道法施行規則第 1 7 条第 1 項第 3 号に示す残留塩素を確保するため、塩素要求量試験の結果等により適切に次亜塩素酸ナトリウムの注入を行い、水質の向上に努める。なお、水質に係る管理目標値は標準別紙 1 のとおりとする。又、連続自動水質監視装置にて水質監視を行い、又、松戸市水道事業水安全計画に基づく管理措置等を遵守すること。

水道法に定める水質基準項目の要件については、これまでの省令などを参照して遵守するものとする。

(5) 浄水場等の故障・緊急時の対応

乙は、制御及び監視で異常を発見した場合は、施設を安全かつ正常に運転できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、その都度速やかに甲に報告すること。ただし、次に掲げるものは、乙の判断で実施し、甲に報告することとする。

ア 浄水過程における経済的かつ適正な運転管理

イ 取水・配水設備の適正な流量管理

(6) 業務継承と引継ぎ

日常業務の確実な継続確保と情報の共有を行うこと。

(7) 甲が行う浄水場等の精密点検委託業務等に係る運転調整及び作業対応

甲が行う浄水場等の点検・工事・修繕等について、甲の求めに応じ運転の調整や作業への事前対応を行う。

(8) 浄水場等の運転制御に係るシミュレーション立案

乙は、甲の求めに応じ、浄水場等の運転計画に係るシミュレーションを行い、提案をすること。

(9) マニュアル作成と見直し

乙は、安定給水及び効率的な運転を行うために最善の対応を図れるように作業要領、運転操作マニュアル、各種手順書等の作成及び見直しを行うこと。

(10) 報告書等の作成管理

乙は、運転管理に係る報告書の作成、運転記録の管理方法をあらかじめ甲と協議し、これを記録・分析・整理すること。

2 乙が水質監視のために行う業務の要件は次のとおりとする。

(1) 浄水場等の運転管理上で必要とする塩素要求量等日常的な水質検査及び管理並びに採水

浄水処理の確認のために行う水質検査を、定期的に実施する他、水質変化時に必要な回数実施すること。

(2) 指定された末端給水栓について「一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」（毎日検査）

浄水場等で良好な水質を維持するために、甲の指定する場所にて必要な回数実施すること。

(3) 臨機の措置及び緊急対応（採水及び色度及び濁度並びに残留塩素濃度検査等）

水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、採水や臨時の水質検査を行うこと。なお、これらの水質検査等の結果については、適宜報告を行うこと

(4) 塩素要求量等日常的な水質検査に用いる試薬及び水質監視装置の校正・洗浄に用いる試薬の調製

乙は、水質監視業務や保守点検業務で必要とする試薬の調製を行うこととする。

(5) 検査結果の記録及び報告書の作成

乙は、水質検査結果を記録し、報告書を作成すること。

(6) 水質事故報告対応

乙は、水質事故の報告を受け付けた際、甲に報告すること。

3 その他関連業務の水準は次のとおりとする。

(1) 浄水場等の清掃及び整理・整頓・点検

乙は業務を履行する上で、監視室、事務室等は整理・整頓し、且つ、浄水場等の清掃を行い清潔に保たなければならない。

(2) 浄水場等の電話応対

浄水場等に甲が設置した電話の応対を行う。

(3) 配水管漏水の通報及び災害緊急通報における職員への連絡

配水管漏水の通報及び災害緊急通報を受信した場合は甲乙協議して定めた松戸市職員に連絡を行う。

(4) 浄水場等の監視カメラモニターの監視

施設の危機管理等に対応するため、監視室での監視カメラモニターの監視を行うこと。

(5) 侵入警報装置の設定及び発報時の確認

小金浄水場の侵入警報装置を操作し、侵入者に対応する。

(6) 施設の施錠及び開錠

浄水場等で無人の施設は施錠、開錠を適切に行うとともに、機械警備を操作する。また、甲の求めに応じ、小金庁舎及び浄水場等の施錠及び開錠を行う。

(7) 給水車、トラックの始動点検（週 1 回程度）

適宜始動を確認する。

(8) 災害用原動機等の始動点検（月 1 回程度）

適宜始動を確認する。

（保全管理業務の要件）

第 20 条 乙は、浄水場等の機能の維持と予防保全を目的として、毎日行う日常点検及び計画的な簡易定期点検、定期点検、臨時点検等を実施し、運転状態の把握と異常の有無を調査する。また、異常又は異常が予期できる場合には適切な対処を行うこととする。なお、業務内容を履行するうえで、乙が満たすべき要件は次のとおりとする。

また、点検結果の項目、記録の方法等については、業務開始前に業務履行計画書上で明示し甲乙協議の上、決定するものとする。

(1) 点検計画の立案

浄水場等の保守点検について、機械、電気、計装設備等の構造や特徴はもとより、浄水場全体のシステムを十分に把握し、設備点検計画を立案する。また、当該計画に基づき、運転管理に支障がないよう保守点検を行うものとする。なお、点検の区分は概ね次のとおりとする。

ア 日常点検

機器及び設備の異常の有無、兆候を見つけるために毎日行う巡視点検。主として目視、触感及び確認による点検、設備の施錠及び機械警備の防犯確認、記録等の作業。浄水場設備、水源、配水池、ポンプ等について行う。

イ 簡易定期点検

運転状態において、機器及び設備の異常の有無、兆候を見つけるために行う点検。主として目視、触感及び確認による点検、簡易な補修及び調整、設備の施錠及び機械警備の防犯確認、並びに清掃、記録等の作業。

ウ 定期点検

機器及び設備の機能維持のため、1 週、1 ヶ月、6 ヶ月、1 年等の期間を定めて行う点検。主として、測定、調整、オイル交換、給脂、分解清掃、簡易な補修、記録及び甲の指定する作業。また、必要に応じて各機器のメーカーや専門知識を有する者等に依頼をして点検を行う。

(2) 点検作業の内容

ア 目視によるもの

機器及び設備全体を目視し、損傷、亀裂、漏洩、さび及び臭気、音等により正常か否かを判断する作業。

イ 触感によるもの

機器に触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。

ウ 確認によるもの

機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の値が正常か否かを判断する作業。
(目視及び触感作業を含む。)

エ 測定作業

機器の摩耗状態及び作動が正常か否か測定機器（温度計、振動計、回転数計等）を使用して調べる作業。

オ 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正する作業。

カ 機器点検清掃

機器の点検清掃及び消耗品交換作業。

キ 記録作業

点検の結果を所定の用紙に記録する作業。必要に応じデータをもとに、機器の状態を判断する。

ク 浄水場内外清掃

施設を常に正常に保つため、浄水場内外の清掃及び各ピット内排水作業。

ケ 指定作業

甲の指定する作業は標準別紙 3 のとおりとする。

(3) 設備管理

浄水場等の設備の監視を行い、必要に応じ各機器の操作を行う。

(4) 建築設備及び建築付帯設備点検

乙は、建築設備について目視により劣化の確認を行うこと。給排水、照明、換気等の建築付帯設備について、その機能を良好に保つために目視、触感及び異音等の確認による点検及びそれら点検結果の記録を行うこと。

(5) 土木構造物点検

乙は、土木構造物について目視により劣化の確認を行うこと。

(6) 補修業務

乙は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に措置しなければならないと判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに甲に報告すること。

また、特殊技能や特殊工具を必要としない現場で修理可能なものについては、簡易な補修を行うこと。

- 2 乙は、空調設備や地下タンクについて、関係法令に定める点検を、該当法規に基づき業務を実施すること。又、ろ過機における逆洗の水質検査を実施すること。なお、乙がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。その点検業者との契約、支払い等の業務については、乙がすべて行うものとする。

(その他技術業務の要件)

第21条 乙は、運転管理業務や保全管理業務を履行するにあたり必要とされる以下に掲げる技術的業務を実施する。なお、業務内容を履行するうえで、乙が満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 水質検査計画に基づき甲が手配した水質検査のための採水

乙は、水質検査計画に基づき甲が手配した水質検査のための採水を行うこと。

- (2) 薬品等の受入業務

乙は、小金浄水場及び常盤平浄水場における水道用次亜塩素酸ナトリウムの受入立会い業務を行うこと。

- (3) 乙が専門業者に発注する業務対応等

乙が専門業者に発注する業務に係る設計図書作成、工事調整、立会い等は乙自らの責任により適切に実施すること。

- (4) 緊急時の対応業務

乙は、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、初期対応者から業務を引継ぎ、応援要員による現場作業、待機業務、清掃作業を行うこと。

(修繕補修業務の要件)

第22条 乙は、簡易な補修では対応困難なものについて、定められた金額を上限として、修繕補修を実施することができることとする。

- 2 乙は、修繕補修について、これを記録し保管すること。データの項目、記録の方法については、協議の上決定することとする。

(薬品等調達業務の要件)

第23条 乙は、乙自ら発注、調達し支払いを行う薬品、物品等の調達を実施する。なお、業務内容を履行するうえで、乙が満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達

最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達については、乙にて行うこと。

(2) 水質検査用試薬の調達

水質検査及び保守点検業務に要する試薬の調達については、乙にて行うこと。

(3) その他の物品・消耗品類の調達

委託業務の実施に要する物品・消耗品類の調達については乙が行い、その調達にあたっては、浄水場等の運転管理に支障をきたすことがないように、適正に行うこと。

(関連業務委託の要件)

第24条 乙は、浄水場等の運転管理及び保全管理に係る以下に掲げる付带的業務について業務を実施する。なお、乙がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。その点検業者との契約、支払い等の業務については、乙がすべて行うものとする。なお、業務内容を履行するうえで、乙が満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 浄水場等の外溝・植栽等の清掃及び整理並びに除草作業

乙は、浄水場等の除草を年3回以上実施し、植栽管理を適宜実施して、維持管理上支障のないようにすること。また、周辺住民に不快感を与えないように良好な美観維持に努めるものとする。

(2) 各浄配水場、水道部庁舎及び常盤平営業所の消防設備保守点検

乙は、消防設備点検について、関係法令に定める点検を、該当法規に基づき業務を実施すること。

(3) 機械警備システム、ネットワークカメラ及び警備員による対応を組合わせた警備を行うこと。

(事務業務の要件)

第25条 乙は、業務を行う上で必要とされる、次に掲げる庶務一般の業務を実施する。なお、業務内容を履行するうえで、乙が満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 業務に係る報告書等の作成

乙は、甲と業務の打合せを行い、各種月間及び年間業務計画書を作成するとともに、記録を作成し報告すること。

乙は、運転監視日誌等を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについて記録し、提出しなければならない。

乙は、業務上発生する文書・記録について、適切に整理及び保管しなければ

ばならない。

- (2) 水道用次亜塩素酸ナトリウム等薬品、備品、消耗品類の調達及び在庫管理
乙は、乙自ら調達した薬品等及び施設の維持管理を良好に行うために備え付けられている、又は貸与されている備品、図書類、鍵類の管理、及び業務履行に必要とされる甲からの支給品・貸与品の発注、支払い及び在庫管理を行うこと。事務処理作業は乙自らの責任より適切に実施すること。

また、浄水場等の運転管理、維持管理を良好に行う上で必要となる完成図書、その他の文書に関して、甲の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、甲が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行うこと。

(技術レベル向上の取組)

第26条 乙は、本業務の管理において、その技術レベルが向上するよう心がけなければならない。

- 2 乙は、本業務の管理技術の継承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進により業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、本業務の履行で習得したノウハウについては文書で取りまとめ、甲に報告するものとする。

(車両の運行)

第27条 乙は、運転管理業務や保全管理業務等において、場外で作業する場合は乙の従事者の運転で車両を運行すること。

- 2 乙は、車両運行時には法令を適切に遵守して業務にあたること。
3 乙の車両事故については、乙が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

第28条 乙は、契約の履行に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の定めは、履行期間終了後又は解約後も存続する。
3 乙は、業務の履行に伴い知り得た情報、甲乙の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、新聞等の第三者への情報を提供する場合は、事前の了解を得るものとする。

(情報機器及び情報の取り扱い)

第29条 乙は、現場にパソコン等の情報機器 及びネットワーク を設置する場合は事前に甲の承認を得なければならない。 また、独自に設置したパソコン等の情報機器及びネットワークを甲のネットワークに接続してはならない。

- 2 乙は、記録媒体を介した業務データのやり取りを行う場合、必ずウイルススキャンを実施し、ウイルスの感染防止に努めなければならない。

- 3 乙は、独自に調達したパソコン等の情報機器のセキュリティ対策を徹底するなど、情報セキュリティ対策を徹底し、本業務委託に関連する情報及び甲に係る情報等を外部に流出させてはならない。
- 4 乙は、業務データ及びその他の業務上知り得た情報を外部に持ち出してはならない。当該情報等を外部に持ち出す場合は、甲の許可を得なければならない。

(資料等の取り扱い)

第30条 業務の履行に伴って得られる資料等の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく公表してはならない。これは本業務委託履行期間終了後においても同様とする。

(雑則)

第31条 乙は、契約書、特記仕様書、本標準仕様書及びその他関係書類の中に記載されていない事項であっても、また業務履行上で甲から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等を行うものとする。

(疑義)

第32条 本標準仕様書に疑義が生じた場合又は、本標準仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議して定める。